

#### 国民健康保険•後期高齢者医療•国民年金 のお知らせ

#### ①大阪市国民健康保険料決定通知書を6月にお送 りします

4月から1年間分の保険料を毎年6月に決定し、 6月中旬に区役所から世帯主の方へ「国民健康保 険料決定通知書」を送付します。

口座振替や納付書などで納付(普通徴収)いただ いている世帯は、1年間分の保険料を6月から翌年 3月までの10回で納付していただきます。4・5月 は新年度の保険料の納付はありません。

年金からお支払い(特別徴収)いただいている世 帯は、1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお 支払いいただきます。

なお、6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な 待ち時間が発生します。令和3年度の国民健康保 険料は、6月1日(火)から、お問い合わせ・ご相談い ただくことができますので、お早めの納付相談に ご理解・ご協力をお願いします。

また、視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、 決定通知書の主な内容を点字文書にして同封する ことも可能です。ご希望の方は電話でお申し込み ください。

#### ②後期高齢者医療保険料決定通知書を7月にお送 りします

4月から1年間分の保険料を毎年7月に決定し、 7月中旬にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定 通知書」を送付します。

口座振替や納付書などで納付(普通徴収)いただ いている方は、1年間分の保険料を7月から翌年3 月までの9回で納付していただきます。なお、年間 保険料の金額によっては納付期間が短くなる場合 もあります。4~6月は新年度の保険料の納付はあ りません。

年金からお支払い(特別徴収)いただいている方 は、1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支 払いいただきます。

#### ③国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のため の所得申告書をご提出ください

国民健康保険料の軽減を受けるためには、世帯 全員の所得を把握する必要があります。後期高齢 者医療保険料の軽減を受けるためには、本人と世 帯主の収入を把握する必要があります。所得がな いなど市・府民税の申告の必要のない方で、「国民 健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢 者医療保険料のための所得申告書」が届いている 方は、お早めに提出してください。

# ④国民年金の学生納付特例制度をご存知ですか

日本国内に住むすべての人は、20歳になったと きから国民年金の被保険者となり、保険料の納付 が義務づけられていますが、学生については、申請 により在学中の保険料の納付が猶予される「学生 納付特例制度」があります。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来 の老齢基礎年金や、いざというときの障がい基礎 年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場 合がありますので、ご注意ください。

対象者、大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学 校、各種学校、その他の教育施設(詳しく はお問い合わせください)に在学中で、学 生本人の前年所得が128万円+(扶養親 族等の数×38万円)以下である学生。

※税制改正に伴い、4月1日より所得金額の上限が 変更となります。

# 申請時の持ち物

- ●年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ●学生証の両面の写しまたは在学証明書

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓□ ☎6659-9956

### 介護保険担当からのお知らせ

#### ①令和3年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護 保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき 設定しています。

令和3~5年度の介護保険料(年額)の計算方法 基準となる月額保険料 8,094円×12月=

年額 97,128円(基準額)

基準額 (97,128円) (年額)×

所得に応じた割合(0.35~2.3) 詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

#### ②介護保険料決定通知書を送付します

□座振替または納付書で保険料を納付いただい ている方(普通徴収の方)に、介護保険料決定通知 書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付い ただいている方(特別徴収の方)は、保険料決定通 知書を7月中旬に送付します。

#### 問合せ 介護保険料コールセンター **☎7777-4765**

※4月16日(金)~30日(金)9:00~17:30 ※土・日・祝日を除く

【問合せ】保健福祉課(介護保険)

5階51番窓□ ☎6659-9859

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当・ 特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和3年4月分からの手当額の改定はありませ んので、現在の手当額と同じ額となります。

①児童扶養手当		
児童1人	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円~10,180円
児童2人目 の加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円~5,100円
児童3人目以降 の加算額	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円~3,060円
②特別児童扶養手当		
1級		52,500円
2級		34,970円
③特別障がい者手当		27,350円
④障がい児福祉手当		14,880円
⑤経過的福祉手当		14,880円

|問合せ||①②は保健福祉課(子育て支援)

5階52番窓□ ☎6659-9824

③④⑤は保健福祉課(地域福祉)

5階51番窓□ ☎6659-9857

## 個人市・府民税の申告期限を延長していま す(申告は送付または大阪市行政オンライ ンシステムで)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点か ら、申告期限を4月15日(木)まで延長しています。 感染症拡大防止のため、市税事務所への来所を お控えいただき、できる限り、送付または大阪市行 政オンラインシステムによる申告をお願いします。

# 注意

- ●行政オンラインシステムは、扶養控除や医療費控 除など各種控除の申告や前年中に課税対象の収 入がある方の申告にはご利用いただけません。
- ●区役所臨時申告会場での申告受付は終了してい ます。
- ●3月16日以降に申告された場合は、令和3年度 分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証 明書の発行時期が遅れることがあります。

[問合せ] あべの市税事務所市民税等グループ (個人市民税担当) ☎4396-2953

#### 固定資産税・都市計画税(第1期分) 納期限は4月30日(金)です

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自 動払込をぜひご利用ください。納付方法等、詳細に ついては、大阪市ホームページをご確認ください。

- 固定資産税·都市計画税(土地·家屋) あべの市税事務所 固定資産税(土地・家屋)担当 ☎4396-2957(土地)、2958(家屋)
- ■固定資産税(償却資産) 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ **234705-2941**

# ひとりで悩んでいませんか? 生活に困ったらまずは相談してください 生活自立相談支援窓口「はぎさぽーと」

「生活自立相談支援窓口(はぎさぽーと)」は、 生活でお困りの方のための無料相談窓口です。 相談支援員が自立・就労支援などのサポートを行 い、生活困窮状態や社会的孤立からの早期脱却を めざします。

あなたのその悩み、「はぎさぽーと」と一緒に解 決しましょう!相談は無料です。相談についての 秘密は守ります。ひとりで悩む前にまずはご相談 ください。

問合せ はぎさぽーと (西成区社会福祉 回答) 協議会・大阪自彊館共同体)



5階53番窓□ ☎6115-8070

# 犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を 正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありませ ん。動物が多くの人々に愛され、人間社会の中で共 存できるように、次のことを守って、他人に迷惑を かけないように適正飼養に努めましょう。

- ●愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- ●普段から自宅で排便・排尿させてから散歩にい くよう習慣づけましょう。
- ●所有者がわかるように名札(犬は鑑札と注射済 票)などを着けましょう。
- ●不妊・去勢手術をしましょう。
- ●猫の放し飼いはやめましょう。犬の放し飼いは 禁止されています。

【問合せ】保健福祉課(地域保健) 2階21番窓口 ☎6659-9973

#### カラスの被害にあわないために

カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、 5~6月頃にヒナを育てます。この時期は次のこと に気をつけて、被害にあわないようにしましょう。

- ●巣に近づくと、大きな声で鳴いて威嚇してくる ことがありますが、あわてずにその場から離れ ましょう。
- ●地面に落下してしまったヒナに近づくとヒナを 見守っている親ガラスに威嚇されることがあり ますので、ヒナには近づかないようにしましょう。
- ●生ごみは決まった時間、決まった場所に出しま しょう。また、カラスは目で食べ物を探している ため、生ごみを出すときは水分を十分に切って 新聞紙などできちんと包み、ごみ袋の外側から 見えないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスを捕まえることや、 卵やヒナを捕ることは禁止されています。被害が 収まらない場合は、捕獲許可を動物愛護相談室(☎ 6978-7710) にご相談ください。なお、許可申請 および捕獲は、その場所の所有者等に実施してい ただくこととなります。

問合せ 保健福祉課(地域保健)

2階21番窓□ ☎6659-9973